

北海道の災害検証について

【北海道防災対策基本条例より抜粋：平成26年条例改正により追加】

第30条 道は、道内で大規模な災害が発生した場合その他それ以外の災害に関し必要があると認める場合には、市町村及び防災関係機関の協力を得て、当該災害に係る防災対策等についての検証を行うものとする。

2 道は、前項の検証の結果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。

(1) 災害検証の手順【実施要綱より抜粋】

北海道

1 検証の必要性の検討

大規模災害の発生により、災害対策本部を設置し、かつ、死者又は多数の負傷者が発生する等、甚大な被害を生じた場合

〔 ※ 過去、「平成28年8月から9月にかけての大雨等災害に関する検証を実施(平成29年3月検証報告書とりまとめ) 〕

2 知事から防災会議に諮問

災害検証は、知事が防災会議に諮問し実施

防災会議

1 災害検証委員会の設置

学識経験者、有識者、防災関係機関等で構成

2 災害検証の実施

3 議決、知事への答申

北海道

結果(答申)を公表するとともに、本道の防災力の向上に反映

(2) 災害検証の実施方法等【実施要領より抜粋】

1 趣旨

道、市町村、防災関係機関等が講じた災害対策等が住民の生命や生活を守るために十分に機能したか課題等を明らかにし、その結果を今後の防災対策に反映

2 検証の対象

災害対策基本法や防災対策基本条例が対象としている災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を検証の対象とする

3 検証項目(基本とする事項)

- ① 情報収集・通信
- ② 避難行動
- ③ 避難所運営・支援
- ④ 物資及び資機材の備蓄・支援
- ⑤ 災害対策本部の体制と活動
- ⑥ 救助救出・災害派遣要請
- ⑦ 医療活動
- ⑧ 広報・情報提供
- ⑨ ライフライン
- ⑩ 交通
- ⑪ 孤立地区
- ⑫ ボランティア
- ⑬ 被災市町村の行政機能
- ⑭ 積雪寒冷期等
- ⑮ その他

4 検証結果と防災対策への反映

検証結果をとりまとめ、北海道の災害教訓として市町村や防災関係機関、道民等に広く周知・共有するとともに、北海道・市町村地域防災計画や北海道強靱化計画等に反映させるなど、本道の防災力の向上に活用する